

子どもたちの未来をつくる

～弥富市小学校再編整備計画【第2期後期】～

＜保護者・地域説明会＞

令和7年1月

弥富市教育委員会



1

目次

- 1 小学校再編の背景
 - ・時代背景 ・弥富市のめざす児童像
 - ・小規模小学校男女別児童数 ・学校の適正規模化へ
- 2 小学校再編整備計画
 - ・再編整備方針 第0期～第2期後期
 - ・条例改正（校名・設置場所決定）
- 3 愛される「よつば小学校」を
 - ・校舎等 ・教育活動 ・スクールバス
- 4 小中学校再編に伴う跡地利用
 - ・跡地概要 ・利活用の基本的な考え方
 - ・法令による規制 ・利活用のアイデア募集



2

1 小学校再編の背景

●時代背景



- ・ 社会の変化の高速化
- ・ 予測不能な時代
- ・ 人生100年時代

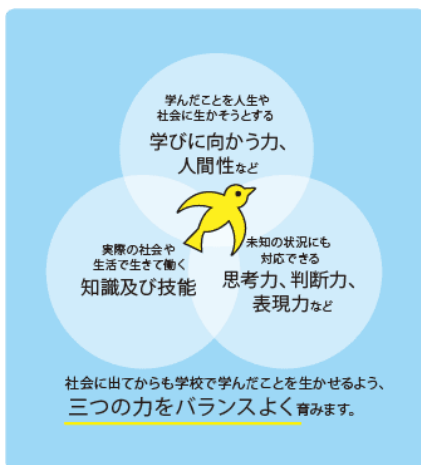


「生きる力」の育成
(学習指導要領)

3

1 小学校再編の背景

●弥富市のめざす児童像



「生きる力」の育成
(学習指導要領)

多様な価値観をもった子どもが意見を出し合い、
折り合いをつけながら、
解決策を見出していくことが求められており、
一定の集団規模が必要となる。

4

1 小学校再編の背景

●小規模小学校男女別児童数

(黄色のセルは男女の偏りが倍以上ある学級)

学校		年齢	令和6年4月1日現在											
			6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
			11歳	10歳	9歳	8歳	7歳	6歳	5歳	4歳	3歳	2歳	1歳	0歳
大藤小	男子		18	10	11	8	6	10	7	11	9	12	5	6
	女子		5	14	10	5	16	12	8	5	9	4	5	6
	合計		23	24	21	13	22	22	15	16	18	16	10	12
栄南小	男子		9	2	11	5	11	9	6	5	6	1	5	1
	女子		11	7	10	10	5	3	7	5	7	5	13	2
	合計		20	9	21	15	16	12	13	10	13	6	18	3
十四山東部小	男子		8	13	11	9	8	7	9	9	8	6	2	5
	女子		5	11	10	10	10	12	5	2	8	8	4	4
	合計		13	24	21	19	18	19	14	11	16	14	6	9
十四山西部小	男子		11	3	5	11	3	10	0	4	5	5	4	4
	女子		11	9	6	8	4	8	7	8	5	7	3	2
	合計		22	12	11	19	7	18	7	12	10	12	7	6
合 計	男子		46	28	38	33	28	36	22	29	28	24	16	16
	女子		32	41	36	33	35	35	27	20	29	24	25	14
	合計		78	69	74	66	63	71	49	49	57	48	41	30

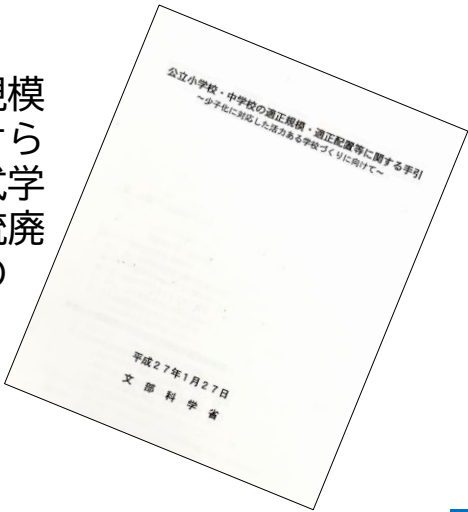
再編しないと
複式学級の可能性
【県基準】
1年生を含む
→7人以下
1年生を含まない
→14人以下

5

1 小学校再編の背景

●『学校の適正規模・適正配置の手引き』（文部科学省 平成28年1月）

6学級（各学年1クラス）以下の小規模小学校については、児童数の状況やさらなる小規模化の可能性、将来的に複式学級が発生する可能性も勘案し、学校統廃合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。



6

1 小学校再編の背景

●学校の適正規模化へ

○適正規模検討委員会（平成25年7月～28年3月）

→学校の適正規模化が急務

○「子どもの教育環境に関するアンケート」（令和元年6月）

→「統合」を望む声が「現状維持」を上回る

○有識者との意見交換（令和4年5月～7月）

→教育環境をよくすることを前提に進める

地域等の理解を得ることが大事

安全に通学できるかが重要

7

2 小学校再編整備計画

【第0期】（令和4年7月28日～令和5年2月2日）

「**弥富市小中学校未来構想**」の策定

- ・令和7年4月に十四山中学校を弥富中学校に編入する
- ・令和10年4月に大藤・栄南・十四山東部・十四山西部小学校の4校を再編する

【第1期】（令和5年2月3日～令和5年11月10日）

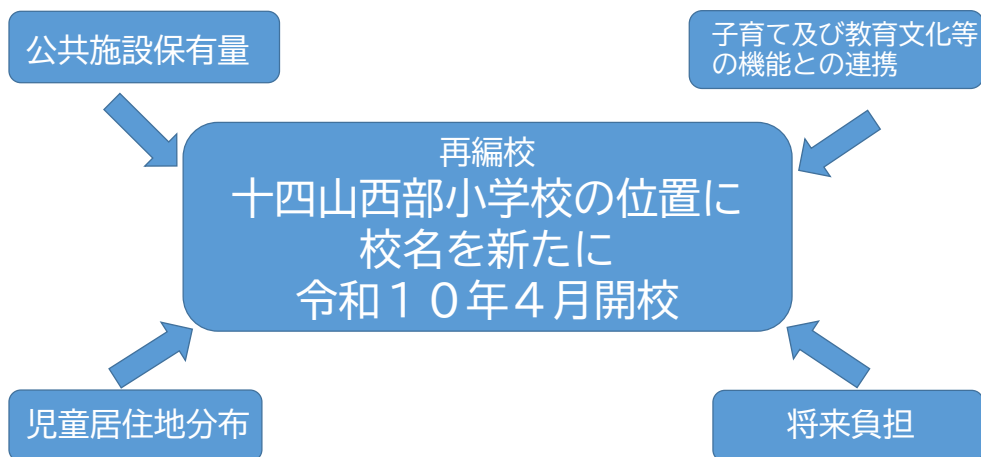
「**小学校再編整備方針**」の策定

- ・再編校の設置場所を十四山西部小とする
- ・校区が広くなり通学距離が長くなることから、通学の安全確保を最優先し、スクールバスを導入する
- ・魅力的な再編校とするために、校舎の増築及び既存校舎等のリニューアル工事を実施する

8

2 小学校再編整備計画

●再編校の設置場所



9

2 小学校再編整備計画

【第2期前期】（令和5年11月11日～令和6年12月23日）

「小学校再編整備方針」の具現化

- ・再編校の設置に向けて関係者による意見交換を進める
- ・スクールバス導入のために保護者や地域の意見を聴取する
- ・十四山西部小学校以外の再編対象校の跡地利用について地域の意見を聴取する

10

2 小学校再編整備計画

保護者説明会



地域住民説明会



小学校再編委員会

11

2 小学校再編整備計画

●条例改正（校名・設置場所決定）



《校名に込められた思い》

- ・ 4つの小学校の統合により、子どもたちの健全な育成と幸せを願う
- ・ 道端にある三つ葉は踏まれるとそこから起き上がって生きようとして葉を一枚増やして四つ葉になる。
「よつば」は“生きる力”とリンクする
- ・ 読みやすく、温かみや優しさがあり、外国籍や低学年の子も書けるひらがながよい

応募していただいた校名及びその選考過程はこちらをご覧ください。
(弥富市公式ホームページ)



大隆小学校、栄南小学校、十四山東部小学校、十四山西部小学校の4校を再編し、令和10年4月に開校する小学校の校名について、令和6年7月1日（月）から令和6年8月20日（火）まで広く募集しましたところ、応募総数175点、校名115種類の応募がありました。それらについて、小学校再編委員会での協議や再編対象4校の児童による投票などを経て、令和6年11月5日に開催された定例教育委員会において「弥富市立よつば小学校」と選定し、令和6年12月議会最終日（23日）に再編校の設置場所と校名を定める条例の改正が議決され、正式に決まりました。



(イメージ図)

※「弥富市立学校設置条例の一部を改正する条例」

12

2 小学校再編整備計画

【第2期後期】（令和6年12月24日～令和7年8月31日）

「小学校再編整備方針」の具現化

- ・よつば小学校の実施設計にあたり、児童、保護者、教職員及び地域への説明を丁寧に行い、可能な範囲でその意見を反映させる
- ・スクールバスの台数及び運行計画についての概要をまとめる
- ・児童及び教職員の交流活動を進める
- ・十四山中学校を含めた再編対象校の跡地利用について、地域の意見を聴取し、それを「小中学校統廃合推進計画部会」に報告する

13

2 小学校再編整備計画

【第3期】（令和7年9月1日～令和10年2月28日）

校舎等建改築及び教育環境整備

- ・よつば小学校の工事にあたり、その進捗状況を適宜、児童、保護者、教職員及び地域へ説明し、必要に応じて現地説明会を行う
- ・プロポーザル等によりスクールバス運行管理委託事業者を決定し、児童の安全な登下校のための方策を整備する
- ・徒歩通学者の安全な登下校のための通学路整備を進める
- ・児童及び教職員の交流活動を進めるとともに、教育目標やカリキュラム等の学校経営方針の骨子を策定する

14

3 愛される「よつば小学校」を

Ⅰ～校舎等～

現在の校舎を
長寿命化改良工事

既存校舎の東側を解体し、
東側に駐車場設置

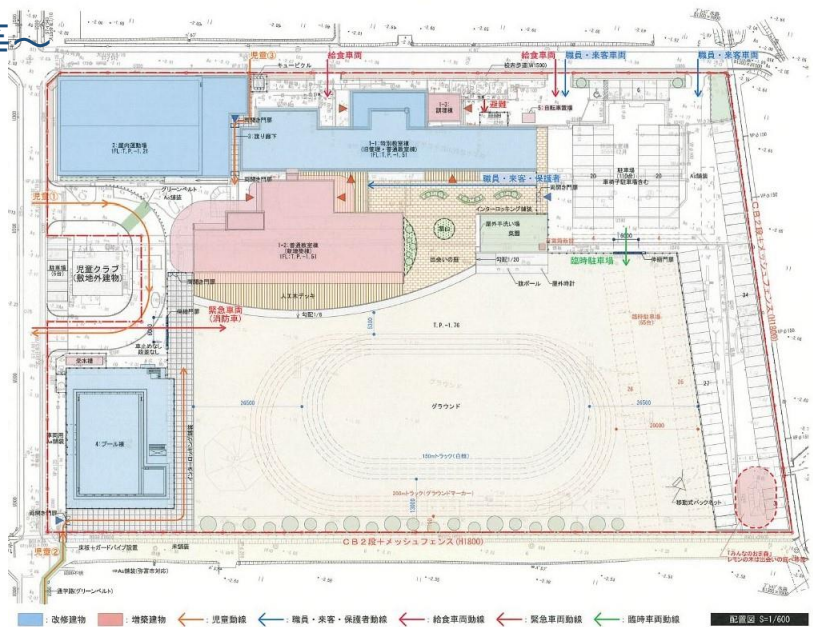
現在の校舎の南側に
3階建の新築校舎を建設



スクールバス乗り場

3 愛される「よつば小学校」を

Ⅰ～校舎等～



3 愛される「よつば小学校」を

Ⅰ ～校舎等～

既存校舎 1階

「しらべの箱」調べ学習の拠点
「飾るの箱」学習成果物の展示
「つなぐの箱」協働学習・地域活用



17

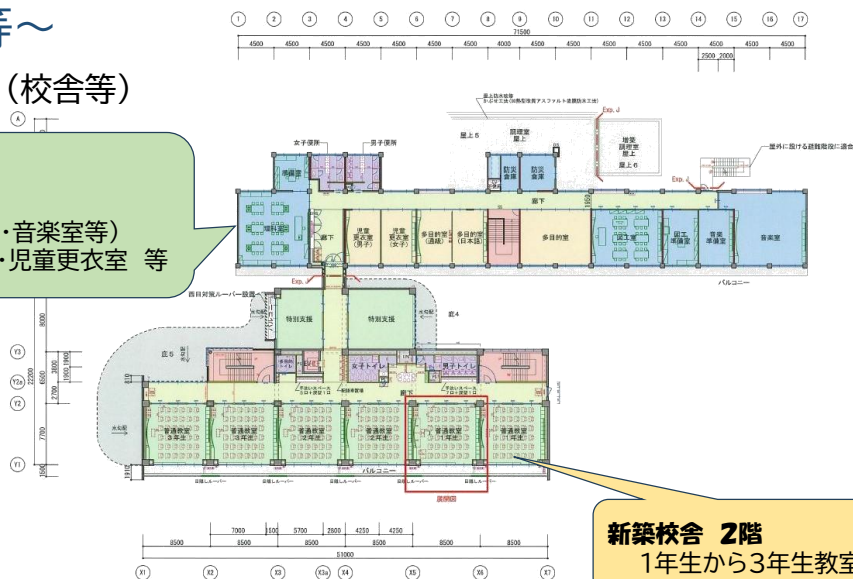
3 愛される「よつば小学校」を

Ⅰ ～校舎等～

●ハード面（校舎等）

既存校舎 2階

特別教室
(理科室・図工室・音楽室等)
通級・日本語指導・児童更衣室 等



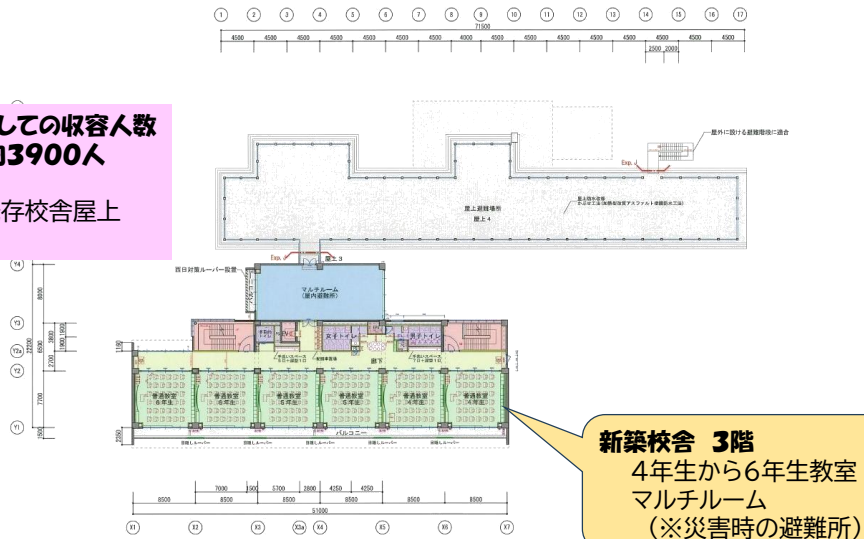
18

3 愛される「よつば小学校」を

Ⅰ ～校舎等～

緊急時避難場所としての収容人数
約1000人⇒約3900人

新築校舎屋上、既存校舎屋上
2階以上の教室



19

3 愛される「よつば小学校」を

Ⅰ ～校舎等～

●工事について

- ①新築校舎を建設（児童は新築校舎で生活）
- ②既存校舎の長寿命化改良工事及び一部解体工事
- ③バスターミナル、駐車場
- ④体育館やプール改修工事、体育館の空調整備工事

●児童の安全を最優先

- ・防音パネルの設置、粉じんの配慮、児童の動線確保

●地域住民への情報提供（工事日程や工事区域等）

令和9年度に完成予定

20

3 愛される「よつば小学校」を

Ⅰ ～教育活動～

- 命を大切にする教育
 - ・防災教育の徹底
 - ・違いを認め、かかわりの力の向上
- 一人一人に寄り添った教育
 - ・「基礎基本の習熟」「個別最適な学び」を支える
ICT機器の活用および指導体制の充実
 - ・「協働的な学び」の充実
- 地域とともに歩む学校
 - ・ふるさと教育の推進
 - ・地域支援体制の整備、見守り活動

21

3 愛される「よつば小学校」を

Ⅰ ～教育活動～

- 命を大切にする教育

防災教育の充実

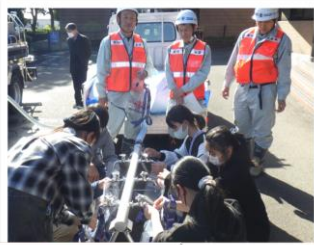
- ・伊勢湾台風の教訓
- ・学校・保護者・関係機関との連携
 - ⇒子どもが「気づき・考え・行動する」
 - ⇒「自助」「共助」の意識を高める

22

3 愛される「よつば小学校」を

Ⅰ ～教育活動～

●命を大切にする教育～4小学校合同防災キャンプ



23

3 愛される「よつば小学校」を

Ⅰ ～教育活動～

●命を大切にする教育

違いを認め、かかわりの力の向上

- ・自分の「よさ」を発揮できる力
- ・互いの違いを認め尊重する態度

⇒かかわりの力を高めるプログラムの取組

⇒交流活動の本格的な実施

24

3 愛される「よつば小学校」を

Ⅰ ～教育活動～

●一人一人に寄り添った教育

一人一人が自立した学習者として 学び続けようとする児童の育成

- ・「基礎基本の習熟」「個別最適な学び」を支える
ICT機器の効果的な活用の推進
- ・ティームティーチングや少人数指導などの指導体制、
支援員の配置等、個に応じたきめ細かな学習指導の充実

25

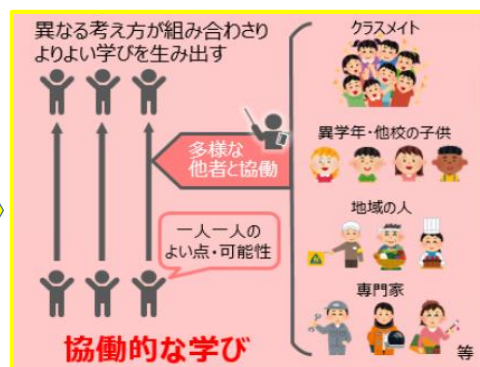
3 愛される「よつば小学校」を

Ⅰ ～教育活動～

●一人一人に寄り添った教育

多様な他者とのかかわる「協働的な学び」の充実

多面的に
子どもの
可能性を
発見



多様な人との
かかわり

26

3 愛される「よつば小学校」を

Ⅰ ～教育活動～

●地域とともに歩む学校

ふるさと教育の推進

- ・海部地区で一番広い学区となる
- ⇒それぞれの地区の魅力をみつけ、他へ発信
- ⇒ふるさとを愛する子どもの育成
- ～弥富市の「未来の担い手」として～

27

3 愛される「よつば小学校」を

Ⅰ ～教育活動～

●地域とともに歩む学校

地域支援体制の整備や見守り活動

- ・子どもも大人も、自らが主体となって
- 地域に根ざした魅力的ある開かれた学校づくり
- ⇒「よつば小学校見守り隊（仮）」
- 「よつば小学校応援団（仮）」の結成

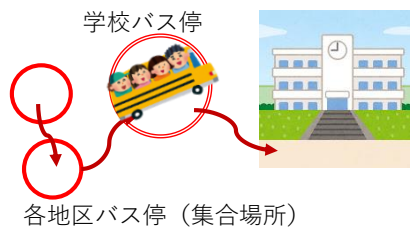
28

3 愛される「よつば小学校」を

■ 魅力ある学校づくり ～スクールバス～

● スクールバス

- ・ 複数台による運航
- ・ アプリによる安全確保
- ・ 運行ルートやバス停を今後検討



29

3 愛される「よつば小学校」を



再編校から

半径
1.5 km
圏内

30

スクールバス バス停候補地・乗車人数(朝) 【大藤小学区版】



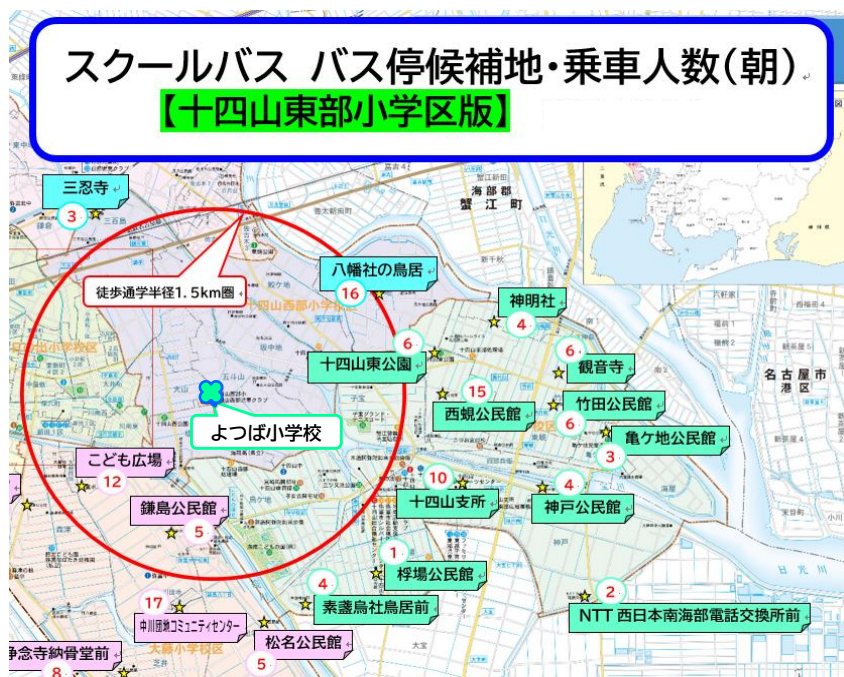
31

スクールバス バス停候補地・乗車人数(朝) 【栄南小学区版】



32

スクールバス バス停候補地・乗車人数(朝) 【十四山東部小学区版】



33

スクールバス バス停候補地・乗車人数(朝) 【十四山西部小学区版】



34

4 小中学校再編に伴う跡地利用

■ 跡地概要

- 小中学校の基本状況（都市計画区域：すべて市街化調整区域）

	学校名	主体構造	代表 建築年	総敷地 面積（㎡）	内運動場 面積（㎡）	耐震補強
1	十四山中学校	鉄筋 コンクリート造	S52	29,216	18,214	実施済み
2	大藤小学校 (北西校舎/南校舎等)	同上	S36/S56	16,712	7,787	実施済み
3	栄南小学校 (校舎/特別棟)	同上	S48/H13	16,987	7,833	実施済み
4	十四山東部小学校 (北校舎/南校舎)	同上	S35/S47	23,973	9,962	実施済み

35

4 小中学校再編に伴う跡地利用

■ 利活用の基本的な考え方

- 行政需要を踏まえた利活用
本市の貴重な財産であることから市全体の利益という観点からの行政需要を踏まえ、他の公共施設等としての利活用を検討
- 地域の活力につながる利活用
地域の意向を踏まえながら、まちづくり、地域振興、産業振興等の多様な利活用の検討
- 民間事業者等の需要を踏まえた利活用
事業者等の健全性、事業内容の安定性・継続性ととともに市や地域へ与える影響を考慮して利活用を検討

36

4 小中学校再編に伴う跡地利用

■ 法令による規制

■ 市街化調整区域における建築ができる可能性があるもの

- ・ 公益上必要な施設・・・学校、図書館、診療所など
- ・ 日常生活のために必要な店舗・・・飲食店、物品販売店、サービス業など
- ・ 流通業務施設・・・倉庫業倉庫など
- ・ 社会福祉施設・・・有料老人ホーム、デイサービス施設など
- ・ 工場、事務所・・・申請地規模500㎡以下の工場や事務所

37

4 小中学校再編に伴う跡地利用

■ 利活用のアイデア募集

- 小中学校の再編に伴い、市民の大切な財産である閉校後の学校敷地や建物に関する活用については、広く市民及び民間事業者からのアイデアを募集していきます。
- 今後、地域の皆様の意見やアイデア等を検討し、学校跡地に関する基本方針を定め、利活用を進めていきます。



38

出張説明会を 開催しています！

- ・ 5名以上の方が集まるところへおじゃまします
- ・ 会場は申請者で確保してください
- ・ 所要時間は60～90分程度です
- ・ その時点で決まっていることはお伝えしますが、検討中のことも多くありますので、すべての質問にお答えできない場合があります

小学校再編整備方針

出張説明会開催中！

児童数の減少傾向の中、伊達市では令和10年4月に小規模4小学校を再編し、十四山西部小学校の位置に校名を新たに学校をつくる「小学校再編整備方針」を進めています。

これは学校に通う子どもたちだけでなく、保護者や地域の方にとってとても大切なことです。様々な機会をとらえて説明にうかがいます！

「スクールバスは？」
「地域のコミュニティは？」
「学校の跡地はどうするの？」
「大森の中で過ごせるかしら？」

大森小学校 栄南小学校

○5名以上の方が集まるところへおじゃまします。
○会場は申請者で確保してください。
○所要時間は60～90分程度です。
○説明会の内容は、その時点で決まっていることはお伝えしますが、まだ検討中のことが多くありますので、すべてのご質問にお答えできない場合がありますことをご確認ください。

<申請及び問い合わせ先>
伊達市教育委員会 学校教育課 0567-65-1111（内401）

39

ご清聴ありがとうございました



40

弥富市学校跡地利活用基本方針 (案)

令和7年1月

弥 富 市
弥富市教育委員会

目次

1 策定の背景と目的

2 利活用の課題

(1) 学校跡地を取り巻く状況

- ① 大きな敷地や建物
- ② 学校教育以外の場としての利用
- ③ 維持管理費の費用負担や安全性

(2) 法令による規制

- ① 建物における法規制（建築基準法、消防法等）
- ② 土地における法規制（都市計画法）
- ③ 市街化調整区域における建築できる可能性がある用途

3 利活用の基本的な考え方

- ・基本方針① 行政需要を踏まえた利活用
- ・基本方針② 地域の活力につながる利活用
- ・基本方針③ 民間事業者等の需要を踏まえた利活用

4 利活用の検討体制と進め方

5 利活用に当たっての配慮事項

- ・配慮事項① 地域防災への配慮
- ・配慮事項② 国庫補助金等の活用
- ・配慮事項③ 暫定的な施設の利用

1 策定の背景と目的

全国的な少子化傾向により、小中学校の児童生徒数が減少するなか次世代を担う子どもたちのより良い教育環境を整備するために学校の規模・配置の適正化の推進は、重要な課題となっております。

これまでに、弥富市としては、平成 27 年度に「弥富市公共施設等総合管理計画」を策定し、平成 30 年度に「未来につなぐ公共施設を考えるワークショップ」、令和元年度には「子どもの教育環境に関するアンケート」、「公共施設市民フォーラム」により、有識者及び市民の方々の意見を聞きながら、「弥富市公共施設再配置計画」を策定しました。また、弥富市教育委員会では、小規模校学区の PTA 役員及び地域の区長の皆様、有識者の方等と意見交換をし、子どもたちのより良い教育環境を確保するために、学校統合の必要性について、検討を進め、令和 5 年 2 月に「弥富市小中学校未来構想」、令和 5 年 11 月に「弥富市小学校再編整備方針」を定めました。

編入・再編については、十四山中学校を弥富中学校への編入を令和 7 年 4 月に実施をし、令和 10 年 4 月には、大藤・栄南・十四山東部・十四山西部小学校の 4 校を再編します。

これら小中学校の編入及び再編に伴い、市民の大切な財産である閉校後の学校敷地や建物（以下「学校跡地等」という。）について、まちづくり及び地域の活性化等を考慮し、より良い活用を検討していくことが重要となります。

これらを踏まえ、今後の学校跡地等の利活用について、基本的な考え方及び検討体制、進め方を定め、より良い活用を実施していくために「弥富市学校跡地利活用基本方針」を策定します。

2 利活用の課題

学校跡地等の利活用を検討する際には、次の点が課題として考えられます。

(1) 学校跡地等を取り巻く状況

①広い敷地や建物

学校跡地等は、公共施設の中でも比較的広い敷地や建物であり、利活用をする場合の課題となることがあります。

②学校教育以外の場としての利用

現在、学校跡地等は災害発生時の避難所等として指定されていることや地域コミュニティの拠点として、学校教育以外の場としても利用されています。

③維持管理等の費用負担や安全性

学校跡地等の利活用が進まない場合、草刈りや修繕等の維持管理費用が必要となります。また、恒常的に利用されていない敷地及び建物は、適切な維持管理ができず安全性を保つことが困難となってきます。

今後、少子高齢化が進み、大きな税収等の増加が見込まれない中では、費用負担の軽減や安全性確保のためにも、利活用を早期に進める必要があります。

また、利活用を進める上で、市だけでなく民間のノウハウや需要、資金等が必要となる場合があるため、民間事業者との連携が重要となっていきます。

(2) 法令による規制

①建物における法規制（建築基準法、消防法等）

建物の内装仕様及び設備は、建築基準法や消防法等に従い利用目的に応じて異なっており、学校以外の用途で利活用する場合は、関係法令に規定される内装仕様や設備等の大規模な改修が必要となる場合があります。また、利活用する用途によっては、改修では対応が困難な場合は、建替えとなります。

②土地における法規制（都市計画法）

小中学校の編入及び再編に伴う学校跡地等は、全て市街化を抑制すべき「市街化調整区域」内に位置し、開発行為（建物を建築するための土地の区画形質の変更）や建築行為（建物の新築や改築など）を行う場合、都市計画法上の許可が必要となります。この許可制度は、良好な宅地基準の確保とともに、市街化を抑制すべき区域である市街化調整区域における適正な都市的土地利用を図る機能を担っ

ております。

市街化調整区域の学校跡地等を利活用するにあたっては、例外的に認められる立地基準（都市計画法第 34 条 1 号から第 14 号）を踏まえた検討が前提となります。

【都市計画法第 34 条（市街化調整区域における立地基準）】

1 号	公益上必要な建築物、日常生活に必要な物品の販売、加工等の業務を営む小規模店舗、事業場等
2 号	市街化調整区域内に存する鉱物資源、観光資源等の有効な利活用上必要な建築物・工作物
3 号	政令で定める事業（ただし、現在は政令未制定）
4 号	農林漁業の用に供する建築物（開発許可を要しないものを除く）又は市街化調整区域内で生産される農林水産物の処理、貯蔵もしくは加工に必要な建築物
5 号	「特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律」に定める所有権移転等促進計画に従った開発行為
6 号	県が国又は独立行政法人中小企業基盤整備機構と一体になって助成する中小企業者の高度化に資する事業に供する建築物
7 号	既存工場と密接な関連を有し事業活動の効率化を図る工場
8 号	危険物の貯蔵又は処理に供する建築物・工作物 災害危険区域等開発行為に適合でない区域内に存する建築物等の移転
9 号	沿道施設と火薬類製造所
10 号	地区計画又は集落地区計画区域内の開発行為
11 号	県の条例で指定した土地の区域内において行う開発行為（住居系）
12 号	市街化を促進するおそれがない等と認められる県の条例で定める開発行為（工業系）
13 号	既存権利者の開発行為
14 号	その他開発審査会にかけて個別に審査する開発行為

なお、都市計画法第 34 条第 10 号において新たに地区計画を定める場合には、「弥富市市街化調整区域内地区計画ガイドライン」に基づき、都市計画決定を行うことが必要となります。

また、都市計画法第 34 条第 14 号は、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがなく、かつ市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認める開発行為について、開発審査会の議を経て許可するものですが、非常に限定的な土地利用の開発行為となっています。

③市街化調整区域における建築できる可能性がある用途

学校跡地等の立地条件（場所、道路幅等）によりますが、上記の「②土地における法規制」を考慮すると、弥富市における学校跡地等を一体的もしくは、大部分を利活用できる可能性がある建築行為の許可は、以下の内容が例として挙げられます。また、最終的には許可権限者の愛知県に確認する必要があります。

公益上必要な建築物、日常生活のために必要な店舗等（法 34 条第 1 号）
図書館、保育所、公民館等あげられるが、行政需要として可能性は極めて低い。 その他にデイサービス及び診療所等もあげられるが、民間需要に依存され、敷地規模は、小規模のものしか許可されない。 (弥富市内における過去 5 年間の許可実績は、小規模店舗及び工場等で 12 件)
市街化調整区域内において生産される農産物等の処理、貯蔵もしくは加工に必要な建築物（法第 34 条第 4 号）
地元で生産された農作物の加工工場・貯槽所等があげられる。 (弥富市内における過去 5 年間の許可実績なし)
沿道施設と火薬類製造所（法第 34 条第 9 号）
休憩施設を備えたコンビニ・ガソリンスタンド等があげられる。 (弥富市内における過去 5 年間の許可実績は、1 件)
愛知県開発審査会基準 9 号（法第 34 条第 14 号）
幹線道路の沿道等における流通業務施設 (弥富市内における過去 5 年間の許可実績は、22 件)
愛知県開発審査会基準 10、13、18 号（法第 34 条第 14 号）
有料老人ホーム・介護老人保健施設・社会福祉施設 (弥富市内における過去 5 年間の許可実績は、社会福祉施設で 2 件)
愛知県開発審査会基準 11 号（法第 34 条第 14 号）
地域振興のための最先端型工場 (弥富市内における過去 5 年間の許可実績は、1 件)

3 利活用の基本的な考え方

学校跡地の利活用を検討する際は、法令遵守はもとより、市が定める「弥富市総合計画」及び「弥富市都市計画マスタープラン」、「弥富市公有地利活用基本方針」との整合を図りながら、地域活性化等を考慮した利活用方法を検討する必要があります。

そのためには、市としての行政需要では限りがあり、民間需要等に期待する必要があります。

そこで、学校跡地の利活用は以下の基本方針に基づき、検討を踏まえた上で、総合的に判断します。

基本方針① 行政需要を踏まえた利活用

学校跡地は、市の貴重な財産であり、これまで投資を行ってきたことから、「弥富市総合計画」等におけるまちづくりや重要施策に留意しつつ、市全体の利益という観点からの行政需要を踏まえ、他の公共施設等の利活用を検討します。

基本方針② 地域の活力につながる利活用

学校は、地域住民の代々の学びの場として、地域との関わりも深く、地元の核となってきた施設であることから、地域の意向を踏まえながら、まちづくり、地域振興、産業振興等の多様な利活用を以下に基づき、検討します。

- ・行政需要との検討

市が進めるまちづくり等の方針を踏まえた利活用の検討

- ・民間事業者等の需要との検討

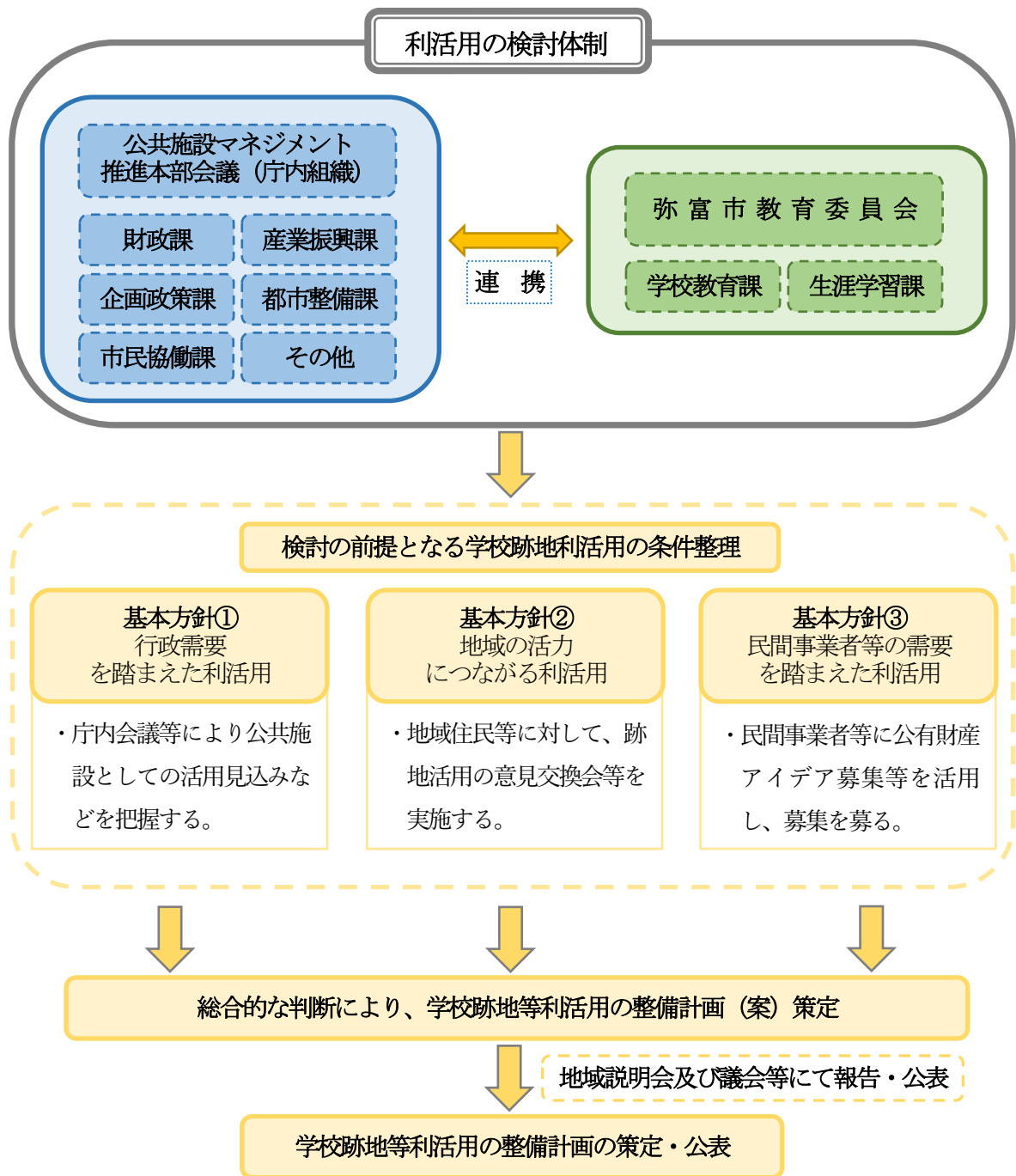
市による利活用が見込まれない場合、官民連携手法により事業機会を創出することで、市が進めるまちづくりの方針を踏まえた地域活性化や、持続可能な都市経営につながる民間事業者等による利活用の検討

基本方針③ 民間事業者等の需要を踏まえた利活用

民間事業者等の需要を踏まえた利活用は、市内全体の課題解決や市の重要施策の実現に寄与することに加え、事業者等の健全性、事業内容の安定性・継続性とともにより市や地域へ与える影響などを十分考慮した上で、検討します。

4 利活用の検討体制と進め方

学校跡地の利活用検討を進めるうえでは、まちづくりや地域振興、産業振興等様々な視点が必要となってきます。そのために教育委員会のみならず全庁横断的な組織「弥富市公共施設マネジメント本部会議」と相互に連携しつつ、一丸となり進めます。



5 利活用に当たっての配慮事項

学校施設は、児童生徒への教育以外にも公共施設として利用されていることから、検討にあたっては、以下の事項に配慮します。

配慮事項① 地域防災への配慮

学校の建物は、避難所等として指定されており、地域防災の拠点施設となっています。学校跡地等の利活用の検討にあたっては、代替施設の避難所等の指定も含め、地域防災を考慮するとともに、民間事業者等への貸付や売却等であっても防災への協力及び配慮など一定の条件を付す等、その機能が損なわれないように努めます。

配慮事項② 国庫補助金等の活用

利活用にあたり、改修及び整備工事が伴う場合は、可能な限り国庫補助金等の活用を図り、市民負担の軽減に努めます。

配慮事項③ 暫定的な施設の利用

利活用が決定するまでの間は、必要最小限の経費によって、施設を維持管理することを基本とします。地域コミュニティ活動及び学校開放等の利用希望があれば、限定的に認めるものとします。